

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日 子ども・子育て会議資料

案件名	(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例
募集期間	令和元年(2019年)11月1日(金)～令和元年(2019年)12月2日(月)
担当課	こどもみらい部こども支援課
意見提出者数	個人41人(76件)

※意見の概要については、要約及び分割をし、類似した御意見はまとめています。

1 「条例の内容について」

項目	整理番号	意見の概要	市の考え方
全般	5,10,11,12,13,1 6,17,18,19,21,2 2,25,30,31,39,4 1,44	「子どもの権利」 5 子どもの権利を正面から掲げ、主軸とする検討が必要。 10 子どもの権利に関する条例とすべき。 子どもの権利に関する行動計画と検証が必要。 11 支援より先に子どもの権利がある。 12 子どもの権利が基本、そして支援。 13 権利行使の主体が求められるアピールや行為・活動を保障する視点が弱い。 16 市の責務として担わなければならない子どもの権利保障をもっと明確にするために、別途「鎌倉市子どもの権利条例」	本条例案は、子どもの総合支援を趣旨としていますが、その前提として、子どもが権利の主体であることを明らかにする必要があるため、前文において、子どもが「児童の権利に関する条例」の考え方にととって、ひとりの人間として尊重されなければならないことを規定しています。 このことを基本に、第1章総則において、「目的」を、すべての子どもが大切にされ安心して育つことができるよう支援されることとし、「基本理念」では、子どもが一人の人間として尊重されるこ

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

		<p>を定める必要があると考える。</p> <p>17 児童の権利条約の考え方に則って生かす条例に衣替えをしないか。</p> <p>どうしても総合支援条例を作るなら、子ども権利条例との二本立てで成立させることも考えられる。</p> <p>18 権利保障と支援・救済・施策推進とを明確に両立できる。</p> <p>19 子どもの権利を前面に出した書きぶりがふさわしいのではないか。</p> <p>21 権利条例をまず先に作ってほしい。</p> <p>22 名称は「子どもの権利の保障を進めるため」をうたい、以下前文、目的、責務も子どもの権利尊重、保障に努めるよう改める。</p> <p>30 子どもの権利を保障するためには、総合的な規定がされ、取り組みや諸制度が確実になされ、支援されるべき。</p> <p>31 子ども一人一人の権利が具体的に何一つ書かれていない。</p> <p>39 子どもが権利の主体であることを認識したうえでの支援ではないか。そのために、子どもの権利条約を子どもも大人も</p>	<p>とや、子どもの最善の利益を追求し、安心して生きていく環境が整えられることを定めています。</p> <p>そして、第3章すべての子どもへの支援において、市は、すべての子どもが健やかに成長し学ぶために、安全で安心な環境づくりに取り組み、施策を講ずることとしています。</p> <p>このように、本条例案の趣旨は、子どもが「児童の権利に関する条例」の考え方にのっとり、ひとりの人間として尊重されなければならないことを基本として、本市において、子どもが健やかに育つ環境を整え、すべての子どもへの支援に取り組んでいくことを定めたものです。</p>
--	--	--	---

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日 子ども・子育て会議資料

			<p>学び話し合い、大人が一方的に決めるのではなく、子どもの考えを大切にしたい条例を時間をかけて作るべき。</p> <p>41 誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを挿入する必要がある。</p> <p>44 1条目的を、「子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援すること、子供の権利を保障すること」にする。</p>	
全般		4,5,12,20,24,32	<p>「具体性、実効性がない」</p> <p>4 漫然としていて市が何をしたいかわからない。</p> <p>5 実効性、持続性の担保が十分か検討が求められる。</p> <p>12 具体性や実効性がない。具体性、実効性を決めてから条例を作るべき。</p> <p>20 市の施策が明確になっていない。子供が育つ環境整備が明文化されていない。行政として様々な状況を予測し準備していること等が盛り込まれていない。</p> <p>24 今なぜ条例を決めるのか必要性を感じない。もっと具体的に市の施策を示して</p>	<p>本条例案は、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉の理念を掲げるものです。</p> <p>現在の本市における具体的な子ども・子育て支援事業につきましては、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする市町村子ども・子育て支援事業計画である「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、推進しているところです。</p> <p>本条例案の趣旨を具体化・具現化するために、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期「鎌倉市子ども・子育て</p>

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			ほしい。市の財政を使って市民に援助の手を差し伸べていくことを考えてほしい。 32 具体策が見えない。	てきらきらプラン」の策定作業に現在進めており、同プランにより、子ども・子育て支援事業を推進してまいります。
全般		5,11	「公共施設再編整備計画との整合を」 5「子どもの居場所の確保」、「多世代間交流の支援」の条との関係では、内容に逆行する公共施設再編整備計画との整合性が問われる。この条例が必要ならば公共施設再編整備計画の見直しをはじめ、他の計画との整合性を付けなければ意味がない。条例制定の前提条件として十分な検討が必要。 11 鎌倉市は、経費節減で、市民のための施設を減らそうという公共施設再編計画を進めているが、これではますます子どもの居場所がなくなるが、どのように確保できるのかも不透明である。	「子どもの居場所の確保」、「多世代間交流の支援」の実施方法としては、行政施設だけではなく、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者等と協力して、子どもに寄り添い、子どもをつないでいく居場所の確保及び充実に努めていく必要があると考えています。 子どもの豊かな感性や情操を育てる観点から、施設整備のみならず、様々な方法で自然や異世代との触れ合いや交流の機会を提供していきます。
全般		7,	「親への支援の規定、市職員が職務を果たす指針を」 わかりやすく、内容もとても良い条例。 乳幼児期の親子への具体的な支援に結び	本条例案では、第9条第2項で明記しているとおり、市は、すべての子どもと保護者に対し適切な施策を講じてまいります。子どもと保護者への情報発信、意

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			<p>付くよう、情報発信、意見を言える機会、居場所の確保について、「子ども」と限らず乳幼児の保護者も含まれると理解できる文言にしてほしい。また、市職員が共通認識を持ち職務を果たす指針の明記を希望する。</p>	<p>見を言える機会、居場所の確保等につきましても、さまざまな機会をとらえて、支援してまいります。</p> <p>また、すべての市職員が、条例の趣旨を理解し、職務を果たすよう職員への啓発に努めてまいります。</p>
全般		14,	<p>「熱量を感じない」 わかりにくく、言葉に思いが全く込められていないと感じた。</p>	<p>条例の周知、運用にあたり、参考とさせていただきます。</p>
全般		36	<p>「漠然としている」 とても柔らかく工夫されているが、漠然としている。子ども向け、大人向けのパンフレットを作るには、川崎市・相模原市と比較し、前文含め内容的にも表現的にも到達していない。</p>	<p>条例の周知、運用にあたり、参考とさせていただきます。</p>
名称		34	<p>「ストレートな名称を」 長すぎるのと、「まち」という総称のせいで主題がぼやけてしまっている。「鎌倉市子ども健全育成条例」「鎌倉市子どもファースト条例」などのほうがわかりやすく、広まりやすいと思う。</p>	<p>名称案は、本条例案の1条「目的」から引用しています。この条例案の目的は、すべての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるように、基本理念、子ども・子育てに関わる方々の責務・役割、子どもへの支援施策を総合的かつ継続的に推進する</p>
名称		35	<p>「名称が浮いて見える」</p>	

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			大変工夫されたものとうかがえるが、仮称は、条文全体から見える実態から浮いて見える。	ための事項を定め、子どもの育つ環境を整えることとしています。
前文		37	「子どもが健やかに育つことを最優先する社会を目指し」との規定を提案する 大人のゆるぎない決意が示され不断の努力を誓う響きを持っている必要がある。	御指摘の向きは、本市における子ども・子育ての理念の方向性と相違ないと考えております。
前文		40	述べたいことはわかるが、全体に読み進めにくく、内容の優先順位が間違っているので回りくどい。 鎌倉の環境が大変恵まれているという言い方も、子どもにとってはかなり押しつけがましい。もし入れたいのであれば、さらっと明示するほうが、潔くて心に刺さると思う。	条例の周知、運用にあたり、参考とさせていただきます。
前文・定義・基本理念		42	「簡潔に心に残りそうだと納得できる文章に出来ないか」	条例の周知、運用にあたり、参考とさせていただきます。
1章	総則	43	「子どもを支援の対象としか見ていないように感じられる」	本条例案は、子どもの総合支援を趣旨としていますが、その前提として、前文において、子どもが、ひとりの人間として尊重されなければならないことを規定しています。

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

1章2条	定義	45	「育ち学ぶ施設」を「保育・教育施設」に。「事業者」を「企業」に改める。	御指摘の内容は、文言の違いであり、本市の考えと相違ないと考えます。
1章2条	定義	46	子どもの定義を、「出生から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう」に改める。	子ども・子育て支援法の条文との整合を図っています。
1章3条	基本理念	47	「3条「基本理念」は「子どもの権利」とする」 子どもの権利の保障と尊重、安心して生きる権利、心身ともに豊かに育つ権利、自分を守り、守られる権利、地域及び社会に参加する権利、等に整理して書き改める。	本条例案は、子どもの総合支援を趣旨としていますが、その前提として、子どもが権利の主体であることを明らかにする必要があるため、前文において、子どもが「児童の権利に関する条例」の考え方にのっとって、ひとりの人間として尊重されなければならないことを規定しています。
1章3条	基本理念	48	「いじめを、差別、体罰と同列に扱った条文にしてよいか」 どれも子どもの基本的人権を侵害するものなので、具体的に明記して主張してほしい。	御指摘のようにいずれも子どもの人権を侵害するものであり、必要な文言と考えます。具体的な規定としては、第2章において、5条の保護者の役割で体罰の禁止を、第3章において、11条に児童虐待への対応、12条にいじめへの対応、13条に差別等の防止に関する規定をし、しっかり対応してまいります。
2章4条	市の責務	16	「努めるものとする」を「努めなければ	「努めるものとする」につきましては、

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			ならない」に改める。	最大限の努力をするという意味で用いており、施策の推進に積極的に取り組んでまいります。
2章4条	市の責務	51	「子どもに関する課題」を「子どもの健全な育成に関する課題」と範疇を拡大すべき。	御指摘の内容は、文言の違いであり、本市の考えと相違ないと考えます。
2章4条	市の責務	74	子どもの特性、個性を伸ばすことに留意する項目を追加する必要がある。 具体性がない。第6項に子ども及び保護者にボランティアが実施する教室の広報を市の責務として、うたっておくこと。	1条の条例の目的で「子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つ」ことをうたっています。 具体的な施策は、本条例案の趣旨を具体化・具現化するために、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の策定作業に現在進めており、同プランにより、子ども・子育て支援事業を推進してまいります。 また、地域住民の方々による、子ども・子育てに関するボランティア活動も含め、今後も、広報紙や子育て支援情報誌などを活用して、周知を図ってまいります。
2章5条	保護者の役割	52	「子どもの言葉、表情やしぐさなどから	「子どもの言葉、表情やしぐさなどから

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			<p>子どもの思いを理解し」は違和感がある。「子どもの利益」を「子どもの人権」に改め、「不適切な養育を行ってはならない」など、よりはっきりと規定すべき。</p>	<p>子どもの思いを理解し」は、子どもの目線を重視し規定しました。後段の内容も、文言の違いはありますが、本市の考えと相違ないと考えます。</p>
2章5条	保護者の役割	53	<p>子どもたちを一番に、保護者も苦しくならず幸せに暮らせる条例を作っていただきたい。</p>	<p>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うことが、児童福祉法に定められています。その上で、御意見のように、保護者の方々も苦しくならず幸せに暮らせるよう、市は、すべての子どもと保護者に対し、それぞれの環境や状況に応じた支援策を講じてまいりたいと考えています。</p>
2章6条	地域住民等の役割	54	<p>地域住民からの子どもへの不適切な干渉を、どう考え対処するか明示してほしい。</p>	<p>4条5項において、市は、地域社会における子どもに関する課題は、関係機関等に対し情報を提供し共有すること等により、協働して解決に努めるものとするとしています。</p> <p>また、御指摘のように、子どもの育ちの支援には、近隣住民等の役割は重要であり、子ども・子育てに関わる皆様の御理解をいただけるよう条例の周知を図っ</p>

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

				てまいりたいと考えています。
2章6条	地域住民等の役割	55	条文に、市の委嘱団体と連携し、環境づくりに努めることを加えてほしい。 (青少年指導員連絡協議会など)	市の委嘱団体にも、必要に応じ御協力をお願いしてまいりたいと考えています。
2章6条	地域住民等の役割	75	保護者に通報するのがむずかしい場合には、市、学びの施設、特に警察に通報することが必要。 市、施設の運営者は警察、家裁へ通報することも関係機関との連携というより、通報という言葉を使った方がよい。	4条1項で市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携して施策を講ずるものとしています。関係機関との連携については、ご指摘のとおり通報も含まれています。
2章7条	育ち学ぶ施設の関係者の役割	56	育ち学ぶ施設の関係者が、見本的行動をとり、体罰、虐待的行為、不適切な指導を行ってはならない旨の明記を。 関係者が研修等を受け、学び続けることへのサポートも明記してほしい。	育ち学ぶ施設の関係者の方々に、条例の趣旨を御理解をいただけるよう周知を図るとともに意見交換を行い、必要な支援を行ってまいりたいと考えます。
2章8条	事業者の役割	76	ボランティアとして、教室を開催するような団体も事業者とするべき。 社会に役立つ情操教育のため、子どもたちにボランティア活動に参加することを勧める条文が必須。	事業者にはボランティア活動を行う団体も含まれます。 ボランティア活動は子どもがのびのびと自分らしく育つために重要であり、子どもが参加しやすい環境づくりや参加への周知に努めてまいります。
2章	責務・役割	57	第8条の次に、「子どもの居場所の確保」	地域住民の方々や育ち学ぶ施設の関係

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			を追加し、市及び地域住民等は、居場所の確保に努める旨を。 「子どもの意見表明・参加」「子どもへの情報発信等」を追加し、市並びに子どもに関わる施設の設置及び管理者は～」とする。	者の方々に、条例の趣旨を御理解をいただき御協力をいただけるよう、条例の周知を図ってまいりたいと考えます。
2章	責務・役割	58	「市の責務」はあまりに理念的。 やっとの冷暖房の全校設置、長谷子ども会館、玉縄青少年会館等、市の行政姿勢を見ると、この項目はどう保障されるのか。 「保護者の役割」以下2章も検討要。	子どもの育つ環境の整備、子どもの居場所の確保につきまして、行政としても様々な手法を検討してまいります。
2章 5～8条	「保護者・地域住民等・育ち学ぶ施設の関係者・事業者の役割」	23	「努めるものとする」が気になる。明文化を。	「努めるものとする」につきましては、最大限の努力をするという意味で用いており、子ども・子育てにかかわる方々の御理解、御協力をいただけるよう条例の周知に努めてまいります。
3章9条	子どもの育ちの支援	60	3項目の内容が重複している。具体性をもって明記を。	条例の制定、運用にあたり、貴重な御意見として、参考とさせていただきます。
3章10条	特別な支援が必要な子どもへの支援	61	「配慮が必要な子育て家庭への支援」に改める。家庭の把握に努め、相談に応じる旨の規定を。	

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

3章10条	特別な支援が必要な子どもへの支援	62	<p>「障害のある子ども(肢体・知的・病弱・盲・ろう)」、「発達障害のある子ども(ASD・ADHD・LD等)」の明記が必要。 理由:通常学級・幼稚園・保育所等にいる障害及び疑いがある子への支援が遅れているから。</p>	<p>御指摘いただいたように、通常学級・幼稚園・保育所等における障害及び疑いがある子への支援の充実は、理解・啓発を含め、大変重要な課題と受け止めており、市としても力を入れて取り組んでまいります。 条文の規定については、対象の方々に配慮し、特別な支援が必要な子どもへの支援と規定しているところですが、説明等により、理解・啓発に努めてまいります。</p>
3章11~15条	すべての子どもへの支援	63	<p>条文の順番と内容の再検討を。子どもの人権に関する条文を先に。いじめの定義を明記。 14条の「自己肯定感、自尊感情」は、貧困を抱える子どもに限らない。</p>	<p>いじめの定義については、いじめ防止対策推進法2条で定める定義と同義です。逐条の説明の中で明記したいと考えています。 貧困を抱える家庭の子どもへの支援は、重点的な取り組みが必要と考えており、御意見をいただきました文言についても必要であると判断し規定しました。</p>
3章	すべての子どもへの支援	59	<p>15条の後に「子どもの権利の侵害に対する相談及び救済機関設置」を規定する。</p>	<p>子どもをひとりの人間として尊重することを前提に、子ども・子育て支援施策が実施されていくことが重要であるとと考えており、救済機関の設置の予定はご</p>

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

				ございません。
4章16条	子どもへの情報発信	64	子ども110番など具体的な相談場所設置を明記。	子ども向け、大人向けの条例パンフレットにおいて、具体的な相談場所を案内したいと考えています。
4章20条	相談体制の強化	70	離婚が子どもに不利益との印象を受けるが、不適切な養育から引き離すための選択の場合もあり、書き方に注意してほしい。	貴重な御意見として、条例の制定、運用にあたり、参考とさせていただきます。
4章21条	切れ目のない子育て支援	71	「もっと具体的に書き換えてほしい。いつからいつまでなのか、何を想定しているか」	妊娠期から子育て期までを通して、家庭での保育から、保育・幼児教育施設への入園時、小学校就学時、中学・高校入学時などに、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援体制が重要であると考えています。
4章23条	本条例の周知	65	「すべての者に対し」を「すべて者が」あるいは「深めること」を「深めさせること」に。	ご意見を参考に条文を修正します。
5章24条	雑則	12,72,73	「市長が別に定めるについて」	本条例の運用に当たって必要な手続き

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			<p>12 いない。削除すべき。</p> <p>72 子どもに関する重大な問題が、ときの市長次第になる危険性が大。</p> <p>73 市長個人に責めるのはおかしい。</p>	<p>がある場合、規則により市長が定めることを想定して規定しており、規則制定により条例の内容そのものを市長が別に定めるものではありません。</p>
--	--	--	---	---

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

2 「策定過程について」

		整理番号	パブリックコメントの概要	市の考え方
全般		10,11,12,16,17	<p>「さらなる市民の参加・議論が必要」</p> <p>10 拙速な条例化では市民の理解は深まらない。広く関係者参加を促し、市民的な議論を経て身のある条例にしてください。</p> <p>11 急がないで立ち止まって、実効性、整合性を。市民の声を聞いて十分検討し、仔細が決まってから制定してください。</p> <p>12 時期を決めて決めるのは拙速</p> <p>16 時間をかけて整理すべき。</p> <p>17 2月可決を急がずに時間をかけ整理されることが必要。</p> <p>理念と鎌倉市政の現状(玉縄青少年会館・岩瀬子ども会館・長谷子ども会館など)の乖離がありすぎてこの混然とした条例は上策とは言えない。</p> <p>時間を取って調査研究するため、立ち止まることを提案する。</p>	<p>条例案策定に当たっては、これまで約1年半にわたり、保護者、事業者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者、公募市民等からなる、本市の子ども・子育て施策等に関する審議会である子ども・子育て会議や、総合教育会議をはじめとする各種関係会議での議論を経て、また対象となる小・中・高校生等からも意見聴取を行うなどし、条例案に集約してきたところです。</p> <p>この条例案を尊重し、さらにこの度意見公募手続きによりいただきました多くの貴重な御意見を参考にし、条例案を確定してまいります。</p>
全般		18	子どもの立場の条例か、大人の目線の条	

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日 子ども・子育て会議資料

			例か、考えの基本から組み立て直し、話し合いをやり直してほしい。
全般		22	「意見聴取をやり直してほしい。」 「関わっていく人たち(施設職員、地域住民)の意見を求めている。」
全般		23,25,27,29	「親、子育て家庭、教育現場の人、子どもの意見を聞いてほしい」 23 意見公募は、自治会の回覧板に1班につき1部、子育て世帯に1部ずつ学校や園を通して配付すべき大切なことだと思う。保護者には伝わっていない。いかなものか。 25 もっと市民や子どもたちの意見や声を聞き、具体的にどのような支援ができるのか、又するのかなどの市の姿勢がよく見えない。 27 これまでの意見聴取規模でよいのか。もっと皆が考えられるよう、しっかり広報で扱い、教育現場の人、子どもたちの意見を幅広く聞き、実態をつかんだうえで実効性もありみらいにつながるものを作り上げていきたい。

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日 子ども・子育て会議資料

			29 子どものいる家庭全世帯に配るなど 広く聞き、意見をまとめてほしい。住民参 加の機会を作ってください。
全般		33	「急がず、実態を把握し、よく議論し、 事例を生かした条例にしてから決定し てください」 いじめに遭ったが学校は何もしない、カ ウンセラーはおざなり、相談する場所も 居場所もない。パフォーマンスのような 条例に感じる。

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

3 「条例の施行に当たって」

		整理番号	パブリックコメントの概要	市の考え方
全般		2	「俯瞰した視線をもって対応を」 条例を定めたことを評価する。内容もよくできている。親が心身ともに健全に暮らせる社会基盤も重要。応援している。	御指摘のように、子どもの育ちには保護者の支援が重要であり、こうした視点に立ち、施策に取り組んでまいります。
全般		3	子どもたちの登下校時、道路、公園での声がうるさいという老人を許さないような条文と運営に期待する。	子ども・子育てに関わる皆様のご理解をいただけるよう条例の周知、施策の取り組みを進めていきたいと考えています。
全般		1	「子どもが育つ環境」 条例のすべての部分に同意できるが、周囲があらゆる環境を整え、常に見守ることが、本当に子供の成長にとって好ましいか考える必要がある。子供たちが自ら集まり、発見した遊び場所を提供するくらいの配慮があってもよいのではないか。	御指摘のように、子どもの考えや自立性を尊重した育ちの支援が重要であり、それぞれの子どもの視点に立ち、居場所や交流の場を設けることが重要であると考えます。
1章2条	定義	6,9,	「公共施設の利用等について」 6 すべての子どもと保護者は、市の公共施設を利用する権利があることを明記してほしい。子供が利用しにくいレイアウトやマナーがある。子供が利用する権	本条例案の第19条において、市は、子どもの居場所の確保及び充実に努めることを規定しているところですが、ご指摘のように、市が、子どもたちが利用しやすい公共施設の運営を行うことは重

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			<p>利を公共施設の職員に守ってほしい。</p> <p>「地域にも受け入れてほしい」</p> <p>9 素晴らしい条例の策定ありがとうございます。</p> <p>鎌倉らしく山や海で子育てしてきたが、うるさいと怒られ、駐輪・駐車場もなく、歓迎されていない感じを受けるが、こういう子育てを市が認めていることを社会に伝え応援してもらいたい。</p> <p>また、子育ては地域や周りの援助なくしては出来ないが、保護者以外の方が支援センターや子ども会館に連れていけなかったなど、子育て中の親をサポートする居場所になっていなかった。</p>	<p>要なことだと考えています。</p> <p>「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」の実現を目指し、施策の取り組みを進めていくとともに、子ども・子育てに関わる皆様のご理解をいただけるよう条例の周知に努めてまいります。</p>
全般		8,29,	<p>「子どもに読めるものを」</p> <p>「子供向けのパンフレット作製を。」</p>	<p>子ども向け、大人向けの条例パンフレットを作製し配布してまいります。</p>
全般		26	<p>「必要な施策を講じるために職員増が必要」</p> <p>市の正規職員、児童相談所の職員数など</p>	<p>限られた職員数の中ではありますが、施策実施に努めてまいります。</p>
全般		32	<p>子どもの環境に配慮した人材確保をどうするか。計画倒れにならないよう期待</p>	<p>市としても、条例制定後の、施策の推進が重要と考えており、職員はもとより、</p>

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日子ども・子育て会議資料

			する。	子ども・子育てに関わる方々の御理解、御協力をいただけるよう、条例の周知に努めてまいりたいと考えています。
1章4条	市の責務	49	市が横断的な窓口を設けるべき。	現在でも、こどもみらい部が横断的な窓口を担っていますが、さらに、相談、支援を必要とする方々が利用しやすい窓口づくりに努めてまいります。
1章4条	市の責務	50	「子どもの参加の具体性と実効性を」子ども議会や私の提案等々が実効性があると思うか。スクールカウンセラーは機能しているのか。	子ども議会や私の提案のほか、子どもが自由に意見や夢を言える機会、身近な大人や仲間が代弁できる機会を設けてまいります。子どもが意見を言える機会の充実に努めてまいります。
4章17条	子供が意見を言える機会	66	「広範な場で意見表明権を保障していく相模原市・松本市、子どもが自主的・自発的に開く川崎子ども会議と、明らかな違いを感じる」	子どもが意見を言える機会を設けることは重要な取り組みと考えています。貴重な御意見として、条例の制定、運用にあたり、参考とさせていただきます。
4章18条	子どもの居場所の確保	67	「実効性を持たせる居場所・活動拠点が必要」	「子どもの居場所の確保」、「多世代間交流の支援」の実施方法としては、行政施設だけではなく、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者等と協力して、子どもに寄り添い、子どもをつないでいく居場所の確保及び充実に努めていく必要
4章19条	多世代間交流の支援	68	条項が生かせる場所を考えてほしい。	

パブリックコメントの概要と市の考え方 「(仮称)子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」(案)

令和元年(2019年)12月20日 子ども・子育て会議資料

				<p>があると考えています。</p> <p>また、子どもの豊かな感性や情操を育てる観点から、施設整備のみならず、様々な方法で自然や異世代との触れ合いや交流の機会を提供していきます。</p>
4章 20条	相談体制の強化	69	インターネットや SNS を活用するとあるが、子どもの何割が使えるのか。	<p>子どもたちにわかりやすい周知方法を実践するよう努めてまいります。</p>
4章 24条	本条例の周知		周知の仕方に注目している。	